別表第五(九)を次のように改める。

(九)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円		円	円		円	円	
6,372,000	6,376,000	4,557,600	6,492,000	6,496,000	4,653,600	6,600,000	10,000,000	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額
6,376,000	6,380,000	4,560,800	6,496,000	6,500,000	4,656,800			
6,380,000	6,384,000	4,564,000	6,500,000	6,504,000	4,660,000			
6,384,000	6,388,000	4,567,200	6,504,000	6,508,000	4,663,200			
6,388,000	6,392,000	4,570,400	6,508,000	6,512,000	4,666,400			
6,392,000	6,396,000	4,573,600	6,512,000	6,516,000	4,669,600	10,000,000	20,000,000	給与等の金額から2,200,000円を控除した金額
6,396,000	6,400,000	4,576,800	6,516,000	6,520,000	4,672,800			
6,400,000	6,404,000	4,580,000	6,520,000	6,524,000	4,676,000			
6,404,000	6,408,000	4,583,200	6,524,000	6,528,000	4,679,200			
6,408,000	6,412,000	4,586,400	6,528,000	6,532,000	4,682,400			
6,412,000	6,416,000	4,589,600	6,532,000	6,536,000	4,685,600	20,000,000円		17,800,000円
6,416,000	6,420,000	4,592,800	6,536,000	6,540,000	4,688,800			
6,420,000	6,424,000	4,596,000	6,540,000	6,544,000	4,692,000			
6,424,000	6,428,000	4,599,200	6,544,000	6,548,000	4,695,200			
6,428,000	6,432,000	4,602,400	6,548,000	6,552,000	4,698,400			
6,432,000	6,436,000	4,605,600	6,552,000	6,556,000	4,701,600			
6,436,000	6,440,000	4,608,800	6,556,000	6,560,000	4,704,800			
6,440,000	6,444,000	4,612,000	6,560,000	6,564,000	4,708,000			
6,444,000	6,448,000	4,615,200	6,564,000	6,568,000	4,711,200			
6,448,000	6,452,000	4,618,400	6,568,000	6,572,000	4,714,400			
6,452,000	6,456,000	4,621,600	6,572,000	6,576,000	4,717,600			
6,456,000	6,460,000	4,624,800	6,576,000	6,580,000	4,720,800			
6,460,000	6,464,000	4,628,000	6,580,000	6,584,000	4,724,000			
6,464,000	6,468,000	4,631,200	6,584,000	6,588,000	4,727,200			
6,468,000	6,472,000	4,634,400	6,588,000	6,592,000	4,730,400			
6,472,000	6,476,000	4,637,600	6,592,000	6,596,000	4,733,600			
6,476,000	6,480,000	4,640,800	6,596,000	6,600,000	4,736,800			
6,480,000	6,484,000	4,644,000						
6,484,000	6,488,000	4,647,200						
6,488,000	6,492,000	4,650,400						

（備考）　給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

（法人税法の一部改正）

第三条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　課税標準及びその計算（第百四十一条・第百四十二条）」を「第一節　課税標準及びその計算（第百四十一条・第百四十二条）　第二款　恒久的施設帰属所得に係る課税標準及びその計算（第百四十二条の二―第百四十二条の八）　第三款　その他」に、「第百四十三条・第百四十四条」を「第百四十三条―第百四十四条の二」に、「第三節　申告、納付及び還付等（第百四十五条）」を「第三節　申告、納付及び還付等　第一款　中間申告（第百四十四条の三―第百四十四条の五）　第二款　確定申告（第百四十四条の六―第百四十四条の八）　第三款　納付（第百四十四条の九・第百四十四条の十）　第四款　還付（第百四十四条の十一―第百四十四条の十三）　第五款　更正の請求の特例（第百四十五条）」に、「第五章　更正及び決定（第百四十七条）」を「第五章　恒久的施設に係る取引に係る文書化（第百四十六条の二）　第六章　更正及び決定（第百四十七条―第百四十七条の四）」に改める。

第二条第十二号の十七の次に次の一号を加える。

十二の十八　恒久的施設　次に掲げるものをいう。

イ　外国法人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるもの

ロ　外国法人の国内にある建設作業場（外国法人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。）を行う場所をいい、当該外国法人の国内における当該建設作業等を含む。）

ハ　外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの

第二条第二十六号中「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に改め、同条第三十号中「（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を「又は第百四十四条の三第一項若しくは第二項（中間申告）」に改め、同条第三十一号中「（第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）」に改め、同条第三十八号中「納付」（第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は」を「納付」、」に、「）の規定」を「）又は第百四十四条の九（中間申告による納付）の規定」に改め、同条第四十号中「並びに第百三十五条第三項第三号」を「、第百三十五条第三項第三号」に改め、「特例」の下に「、第百四十七条の三（確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）並びに第百四十七条の四（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）」を加える。

第四条第三項中「第百三十八条」を「第百三十八条第一項」に改める。

第九条第一項中「各事業年度の所得のうち」を削り、「（外国法人に係る法人税の課税標準）」を「（課税標準）」に、「各号に掲げる」を「各号に定める」に改める。

第十条の三第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなる場合（当該外国法人を被合併法人とする適格合併その他の政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなる場合を除く。）には、その有しないこととなる日に当該外国法人が解散したものとみなして、第百四十四条の十三第九項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定その他政令で定める規定を適用する。